

平成31年第2回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成31年2月12日(火) 午前9時30分から10時16分まで

2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室

3. 出席委員 (18人)

会長	岩井 壽美雄 君	会長職務代理者	大沢 トモ子 君
3番	時田 宏 君	4番	川崎 良巳 君
5番	佐々木 一 榮 君	6番	高村 國昭 君
7番	中里 光明 君	8番	竹原 誠 君
9番	佐々木 喜克 君	10番	鈴木 幸雄 君
11番	三浦 弘文 君	12番	豊川 敏雄 君
13番	鳥谷部 甚一郎 君	14番	北村 勉 君
15番	柏田 雅俊 君	16番	[欠員]
17番	鳥谷部 孝雄 君	18番	三浦 房雄 君
19番	中川原 隆雄 君		

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 業務報告

第3 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理
について

第4 議案第8号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計
画の承認について

議案第9号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第10号 農地法第4条第1項の規定に基づく農地転用許可
に係る意見について

議案第11号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可
に係る意見について

議案第12号 五戸町農業委員会の農地利用最適化推進委員の辞
任について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	竹 洞 晴 生 君
事務局次長	赤 坂 和 浩 君
総務班長	黒 沢 満 尋 君

主 幹

早 狩 千 春 君

7. 会議の概要

会 長（岩井） ただ今から平成31年第2回総会を開会いたします。
本日は、大変お忙しいところ御参集くださいまして厚くお礼申し上げます。
本日の議事日程はあらかじめお手元に配付してあるとおりです。
よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

事務局（竹洞） 本日は、全員出席ですので、総会は成立しております。
それでは、会議規則により議長は会長が務めることになっておりますので、議事の進行をお願いいたします。

議 長（岩井） これより議事に入ります。日程第1の議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。
会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） それでは、7番 中里光明 委員 及び
19番 中川原隆雄 委員をお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局の赤坂和浩次長を指名します。

議 長（岩井） それでは、日程第2、業務報告について、事務局より説明をお願いします。

事務局（赤坂） [業務報告の朗読及び説明]

会 長（岩井） [業務報告の補足説明]

議 長（岩井） ただいまの報告について発言のある方は挙手をお願いします。

（質問・意見なし）

議長（岩井） よろしいでしょうか。それでは、以上で日程第 2 の業務報告を終わります。

議長（岩井） 次に、日程第 3、報告第 2 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知書の受理について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（黒沢） 議案書の 1 ページ報告第 2 号と参考資料の 1 ページをご覧ください。

1 番から 5 番までは大字切谷内字下平谷地の田です。1 番は 2 筆で、面積は●●平方メートル、2 番も 2 筆で面積は●●平方メートルです。3 番も 2 筆で面積は●●平方メートル、4 番は 1 筆で面積は●●平方メートル、5 番は 2 筆で面積は●●平方メートルです。下平谷地地区は中間管理事業を活用して基盤整備を行うため、現在の貸借契約は解約して中間管理機構へ貸し出すこととなります。参考資料の 1 ページの黒く色づけしている部分、ここが下平谷地で基盤整備をする農地です。

6 番は大字倉石又重字柏木田の田で面積は●●平方メートル、これは次に借りる人が決まっているため合意解約となります。

以上です。

議長（岩井） ただ今の報告第 2 号について、発言のある方は挙手をお願いします。

(質問・意見なし)

議長（岩井） よろしいでしょうか。特に発言がないようですので、以上で報告第 2 号を終わります。

議長（岩井） 次に、日程第 4、議案第 8 号「農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（黒沢） 議案書の 3 ページ議案第 8 号をご覧ください。

五戸町長より平成 31 年 1 月 25 日付け五農林第 486 号で、農用地利用集積計画の決定を求められています。1 議案 44 件です。合計面積は●●平方メートルです。

1-1 から 1-37 までは、中間管理機構へ新規の貸出しとなります。

1-1 は、大字倉石又重字長久保の畑が 2 筆、面積は●●平方メートル、10 年間の使用貸借です。

1-2 は、大字倉石石沢字石沢後の田が 1 筆、面積は●●平方メートル、10 年間の賃貸借です。

1-3 は、大字倉石石沢字石沢後の田が 1 筆、面積は●●平方メートル、5 年間の賃貸借です。

1-4 は、字姥堤の田が 1 筆、面積は●●平方メートル、10 年間の賃貸借です。

1-5 は、字太平楽の田が 3 筆、面積は●●平方メートル、10 年間の賃貸借です。

1-6 から 1-37 までは先ほど御説明した切谷内下平谷地地区です。全部で 57 筆、面積は●●平方メートルです。この内、1-6 については 16 年間の使用貸借、そのほかについては 16 年間の賃貸借となっております。賃借料はいずれも 10 アール当たり●●円です。

2 番は大字上市川字中里山の畑が 2 筆、面積は●●平方メートルで、5 年間の賃貸借です。賃借料は 10 アール当たり●●円です。

3 番は大字倉石又重字柏木田の田が 2 筆、面積は●●平方メートルで、10 年間の賃貸借、賃借料は 10 アール当たり●●円です。

4 番は大字上市川字大谷地の田が 2 筆、面積は●●平方メートル、こちらは再設定で、5 年間の賃貸借、賃借料は水利費となっております。

5 番は字鍛冶屋窪の畑が 2 筆、面積は●●平方メートル、こちらは 5 年間の使用貸借です。

6 番は大字倉石石沢字石沢後の田が 4 筆、字槍沢の畑が 3 筆、字谷地頭の畑と田が 6 筆で、合計 13 筆、面積は●●平方メートル、10 年間の使用貸借です。

7 番は大字倉石又重字清次郎久保の畑が 5 筆、面積は●●平方メートル、5 年間の賃貸借で、賃借料は 10 アール当たり●●円です。

8 番は大字切谷内字高田沖の田が 2 筆、面積は●●平方メートル、5 年間の賃貸借で、賃借料は年米●●俵です。

以上の計画の内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上です。

議 長 (岩井) これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

19番（中川原） 6番の●●さんと●●さんの関係、親戚か親族関係か、使用貸借ですから何か理由があると思いますので、そこをお知らせ願いたい。

議長（岩井） 私から答えていいですか。兄弟です。●●さんが兄、●●さんが弟。名字が違うのはお婿さんにいったからで、兄弟です。以上です。

8番（竹原） 3ページの1-1ですが、登記簿地目が畑と原野で10年間の使用貸借になっていますけれども、地目はこのままで問題ないですか。貸す方にも借りる方にも影響ないですか。

事務局（黒沢） このままで影響はありません。

17番（鳥谷部孝） 一般的なことなただけけれども、公益社団法人あおもり農林業支援センターというのは、うちらが生きている内は変わらないかと思うけれども、これはずっと継続するのか。16年とか長期間の貸借が出てきてるけれども、これは絶対安心なのか。

事務局（竹洞） 一応法律に基づいて設置されている機関ですので、国なり県なりある程度の保証はあるものと考えています。

議長（岩井） そのほかありますか。なければ採決いたします。議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第8号は原案のとおり決定いたしました。

議長（岩井） ここで農地調査会、今月担当調査委員は
3番 時田宏 委員 及び
10番 鈴木幸雄 委員です。
調査委員席にご着席ください。

(調査委員着席)

議長(岩井) それでは、議案第9号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。
事務局より説明をお願いいたします。

事務局(黒沢) 議案書の17ページ議案第9号と参考資料の5ページをご覧ください。

今月の農地法第3条許可申請は1議案4件です。1番から3番までは売買による所有権移転に関する件、4番は贈与による所有権移転に関する件です。

1番から4番までは、別添調査書にありますとおり農地法第3条第2項各号に該当するものではありません。ともに経営規模の拡大と農業経営の安定を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題はなく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件をすべて満たしていると考えます。

参考に売買価格をお知らせします。1番の売買価格は●●円、10アールあたりにしますと●●円、2番の売買価格は●●円、10アールあたりにしますと●●円、3番の売買価格は●●円、10アールあたりにしますと●●円となります。

以上です。

議長(岩井) ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して鈴木幸雄委員から調査結果の報告をお願いします。

鈴木幸雄調査委員 はい。座ったままで説明させていただきます。農地法第3条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。

議案書の17ページ議案第9号と参考資料の5ページをご覧ください。2月4日に、岩井会長と時田宏委員及び事務局職員3名で現地調査を行いました。

1番の譲渡人と譲受人の家族は、かつて同じ集落に住んでいて、祖父の代の頃に土地を交換した形跡があり、申請地はその際登記漏れになっていたと思われるということですが、確証がないため、両者協議のうえ売買により所有権を移転することにしたものです。譲受人は、大豆または雑穀類を作付けするそうです。

2 番の農地は、従来から譲受人が賃貸借により耕作している水田ですが、譲渡人が高齢になり、後継者もないため、売買することにしたものです。譲受人は稲作を続けるそうです。

3 番は、譲受人の代表者が所有する畑に隣接した農地で、長年耕作されず荒廃化していますが、譲受人は規模拡大のため買い受けることにしたものです。樹木を伐採して農地を再生し、当面は牧草を作付けするそうです。

4 番は、譲渡人がケガの後遺症で農作業が出来なくなったため、所有農地を息子である譲受人に一括して贈与するものです。譲受人は従来どおり耕作するそうです。

以上で調査結果の報告を終わります。。

議 長（岩井） ありがとうございました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議 長（岩井） よろしいですか。それでは採決します。

議案第 9 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

（全員挙手）

議 長（岩井） 全員賛成ですので、議案第 9 号は原案のとおり決定しました。

ここで暫時休憩します。

（ 休 憩 ）

議 長（岩井） 休憩前に引き続き会議を開きます。

議案第 10 号「農地法第 4 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。

事務局より説明をお願いします。

事務局（早狩） 議案書の 19 ページ議案第 10 号と参考資料の 19 ページをご覧ください。

今月の農地法第4条許可申請は1議案3件です。

1番の所在は大字倉石中市字栗ノ木●●、●●、●●、●●、地目は田、面積は4筆合わせて●●平方メートルです。転用目的は農業用資材・機材置き場、農地区分は農用地区域外で、立地基準はその他第2種農地と判断いたします。

2番の所在は大字倉石石沢字清三久保●●、地目は畑、面積は●●平方メートル、転用目的は山林、農地区分は農用地区域外で、立地基準はその他第2種農地と判断いたします。

3番の所在は大字倉石又重字沢向●●、地目は畑、面積は●●平方メートル、転用目的は山林、農地区分は農用地区域外で、立地基準はその他第2種農地と判断いたします。

以上です。

議長（岩井） ただ今の説明に関連して、時田宏調査委員から調査結果の報告をお願いします。

時田宏調査委員 それでは、座ったまま説明をさせていただきます。

農地法第4条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。議案書の19ページ議案第10号と参考資料の19ページをご覧ください。

3条申請と同じく2月4日に現地調査を行いました。

1番は、用水が確保できなくなり作付け不能となった田を整地して、農業用の資材及び機材の置き場として利用する計画です。周囲はすべて申請人自身またはその家族の所有地であり、北側は田、西側は畑、東側と南側は原野で、周囲に影響がないことを確認しております。

2番は、周囲が山林で日当たりが悪いうえ、労働力不足により耕作が困難になったことから、ケヤキとイチイを植えて山林に転用する計画です。申請地は、平成8年と13年に申請人の父が転用許可を受けないまま植林しており、その後相続した申請人が農業委員会の指摘を受け、許可申請をするものです。県知事宛の始末書を添付しております。北側、東側、南側が山林、西側は町道で、周囲に影響がないことを確認しております。

3番の農地は、周囲が山林で日当たりが悪く、また所有者が●●県に住んでいて管理ができないため、スギ・カラマツを植えて山林に転用する計画です。申請地は昭和50年に申請人の父が、平成22年には申請人自身が転用許可を受けないまま植林していますが、農

業委員会の指摘を受けて、今回、転用許可申請をするものです。県知事宛の始末書を添付しております。周囲の状況は、北側、東側、西側が山林、南側は農道で、周囲に影響がないことを確認しております。

以上です。

議長（岩井） ありがとうございます。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

8 番（竹原） 19 ページの 2 番ですが、ケヤキとイチイを植え付けしているみたいですが、大体何年ぐらいになるのか。

時田宏調査委員 見た感じでは 20 年ぐらいかなと思います。

事務局（竹洞） 平成 8 年と 13 年に植えたということです。

議長（岩井） そのほか、ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） それでは採決いたします。
議案第 10 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第 10 号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議長（岩井） 次に、議案第 11 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。
事務局より説明をお願いします。

事務局（早狩） 議案書の 21 ページ議案第 11 号と参考資料の 49 ページをご覧ください。
今月の農地法第 5 条許可申請は 1 議案 1 件です。

農地の所在は大字扇田字家ノ向●●、●●、地目は畑、面積は 2 筆合わせて●●平方メートルです。譲渡人・譲受人はご覧のとおりです。転用目的はブロイラーの残滓処理施設、農地区分は農用地区域外で、立地基準はその他第 2 種農地と判断いたします。
以上です。

議長（岩井） ただ今の説明に関連して、時田宏委員から調査結果の報告をお願いいたします。

時田宏調査委員 農地法第 5 条の許可申請にかかる現地調査の結果を報告いたします。

総会提出議案書の 21 ページ議案第 11 号と参考資料の 49 ページをご覧ください。

3 条・4 条の申請と同じく 2 月 4 日に調査を行いました。

1 番は、ブロイラーの残滓処理施設建設のため工場用地を拡張するものです。北側と東側が宅地、南側が道路、西側が田と畑で、用地内には雨水側溝と汚水側溝を二重に設置し、汚水は既存の浄化槽で処理する計画で、周囲に影響がないことを確認しております。

以上で調査結果の報告を終わります。

議長（岩井） ありがとうございます。
これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(質問・意見なし)

議長（岩井） よろしいですか。それでは採決します。
議案第 11 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第 11 号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。
調査委員の方々、ありがとうございました。指定席にお戻りください。

(調査委員指定席に戻る)

議長（岩井） 次に、議案第 12 号「五戸町農業委員会の農地利用最適化推進委員の辞任について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。

事務局（赤坂） 議案書の 17 ページ議案第 12 号をご覧ください。
「五戸町農業委員会の農地利用最適化推進委員の辞任について」でございます。次の者から五戸町農業委員会の農地利用最適化推進委員を辞任したい旨の申し出があったので、農業委員会等に関する法律第 23 条の規定により同意を求めるものでございます。
申し出のあった方はご覧のとおりです。以上です。

議長（岩井） これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

14 番（北村） 第 3 地区は欠員が 2 人になりますが、補充は考えていますか。

事務局（竹洞） 補充については後ほど協議させていただきたいと思います。

8 番（竹原） 辞任の理由は、どういうことなのか。

19 番（中川原） 私から説明します。彼は一人暮らしで農業をやっていましたが、お兄さんが●●県で商店を経営しておりまして、そのお兄さんが病気になって彼が代わりにその店を経営しなければならなくなったということでございまして、やむを得ず早急に転出しなければならないという状況になったそうでございます。

議長（岩井） そのほか、ございますか。

（「なし」の声あり）

議長（岩井） それでは採決します。議案第 12 号について、同意することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

議長（岩井） 全員賛成ですので、議案第 12 号はこれに同意することに決定

しました。

議 長（岩井） 以上で、本日の日程はすべて終了しました。
これをもって、五戸町農業委員会第2回総会を閉会いたします。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

平成31年2月12日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員